

平成 30（2018 年） 3 月 26 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市障がい者施策推進審議会
会長 森 本 千 尋

札幌市の障がい児支援体制の在り方について（答申）

平成 29 年 3 月 28 日付け札幌第 5739 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

2 調査審議事項

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

答申（札幌市の障がい児支援体制の在り方）

1 はじめに

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにすること、及び引き続き、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されることを基本的な考え方とし、各種支援の質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られた。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方に係る方針を定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）（以下「基本方針」という。）」を策定した。

現在、この基本方針を基に施策を進めているところであるが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。ただし、児童発達支援センターを除く。）の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）」からの中間報告（平成 28 年 6 月 3 日報告）、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題も出てきているところである。

このような状況から、あらためて、障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があるとして、平成 29 年 3 月 28 日に札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問があり、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会（以下「部会」という。）で議論を重ね、ここに答申する運びとなった。

今後、札幌市の障がい児支援体制の更なる構築に向けて、本答申を踏まえた必要な取組が進められることを期待する。

2 調査審議事項について

部会では、次の 3 つの項目について調査審議を行った。概要は次のとおり。

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方（略）
- (2) 市有療育施設の在り方（略）
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

医療的ケア児とは、平成 28 年 6 月に成立した改正児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項で「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」と規定されている。医療の進歩により、都心部に NICU（新生児集中治療室）が増設され、出生時に疾患や障がいなどのリスクの高い子どもの命を救うことができるようになってきたことから、医療的ケア児は増加傾向にあるとさ

れている。

また、同項では、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、各地方公共団体において保健、医療、福祉、教育等の連携促進に努めるものとしてされている。

このような状況から、医療的ケア児の支援体制に係る今後の方向性等について、調査審議を行った。

3 審議会の意見

上記2の調査審議事項について、次のとおり意見を申し述べる。

これらは、中長期的な視点に立った方向性についての意見であり、早期の実現は困難と思われるものも含んでいるが、札幌市は、障がいのある子どもたちのために、着実に実現していただくことを要望する。

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方(略)
- (2) 市有療育施設の在り方(略)
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

- ① 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

(説明)

「医療的ケア児」は、法律上の定義が必ずしも明確ではないが、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。

例えば、障害者手帳を保有していない子ども、障害福祉サービスの対象ではない子ども、自由に動ける子どもについても、医療的ケアを必要とさえしていれば、広く「医療的ケア児」と捉えるべきである。

- ② 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

(説明)

医療的ケア児の相当数は、身体障がい児、重症心身障がい児と重複していることが想定されるが、その実数は把握できていない。

また、医療的ケア児の抱える問題としては、受入れ先や小児在宅医療の担い手が少ないこと、保護者の負担が大きいことなどが考えられるが、その実態は不明確である。

このような状況から、ライフステージに合った課題を明らかにするため、まずは、ニーズや実情などを丁寧に調査し、把握する必要がある。

- ③ 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

(説明)

本審議会において、本事項の詳細まで調査審議することは適当でなく、現実的にも難しい。よって、今後については、札幌市が中心となって、自立支援協議会の子ども部会に設置する協議の場（保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る場。）において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

4 添付資料（略）

部会委員名簿

氏名	所属団体等
上田 マリ子	日本発達障害ネットワーク北海道 会長
加藤 法子	社会福祉法人榆の会 総合施設長
菊池 洋子	札幌市手をつなぐ育成会 副会長
北川 聡子（副部会長）	社会福祉法人麦の子会 総合施設長 （札幌市自立支援協議会 子ども部会長）
才野 均	北海道立子ども総合医療・療育センター 総合発達支援センター長
藤原 里佐（部会長）	北星学園大学短期大学部 教授
古川 孝士	札幌地区児童発達支援連絡協議会
山田 幸広	社会福祉法人北翔会 相談室あゆみ （札幌市自立支援協議会 相談支援部会）
渡辺 あや子	札幌肢体不自由児者父母の会 会長